

● 開示規制の局面

(1) プロに該当する者

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 目 論 見 書 指 令
プ ロ	<p>・ 自衛力認定投資家 (accredited investors)</p> <p>① 銀行・証券業者・保険会社・投資会社又は\$500万超の総資産を有する従業員給付制度</p> <p>② 投資会社法に定められる私的事業育成会社</p> <p>③ 慈善または教育機関等の非営利組織、法人、ビジネストラスト、パートナーシップで発行証券の取得といった特定の目的で組成された以外のもの資産\$500万を超えるもの</p> <p>④ 発行者の取締役、役員またはゼネラル・パートナー</p> <p>⑤ 単独又は配偶者と合算した純資産が\$100万を超えるもの</p> <p>⑥ 直近2年の年収が\$20万を超える個人またその配偶者の年収の合計が\$30万以上であり当該年度の年収がこれに達することを合理的に見込めるもの。</p> <p>⑦ 投資に関する知識・経験がある者 (sophisticated investors person) が運用している\$500万を超える資産がある信託</p> <p>⑧ 持分保有者が全て自衛力認定投資家である主体 (証券法規則501)</p>			<p>・ 適格投資家 (qualified investors)</p> <p>① 証券市場で業務を行う上での認可及び監督を受ける法人 (銀行、証券会社 (investment firms) 並びにその他の認可及び監督を受ける保険会社、集団投資スキーム及び当該スキームの管理会社、年金及びその管理会社、商品ディーラー 認可又は規制されていない企業目的が有価証券への投資のみの主体</p> <p>② 中央及び地方の政府、中央銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関</p> <p>③ 以下の3つのうち2つ以上の条件を満たす法人でない法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計年度期間の平均従業員数が250人以下</li> <li>・ 貸借対照表上の総資産 4300万ユーロ以下</li> <li>・ 純売上 5000万ユーロ以下</li> </ul> <p>④ 下記要件の2つ以上を満たし自ら適格投資家として認められることを希望する個人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連する市場において、過去4四半期の間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。</li> </ul>

	<p>・ <b>適格機関購入者</b></p> <p>(qualified institutional buyer)</p> <p>① 自己勘定または裁量権を持つ勘定により1億ドル以上の証券を保有し投資する次の主体：保険会社、投資会社、パートナーシップ、登録投資顧問会社、ERISAの従業員給付制度、州職員等のための制度、慈善または教育機関等の非営利組織、法人等</p> <p>② 証券ディーラーで\$1000万以上の証券を保有するもの</p> <p>③ 他の適格機関投資家のために、リスクをとらない取引者として自己売買を行う証券ディーラー</p> <p>④ 総額1億ドル以上の証券を保有する投資会社ファミリーの一部をなす投資会社</p> <p>⑤ 全ての持分保有者が適格機関投資家で、自己又は他の適格機関投資家の計算で活動する主体</p> <p>⑥ 銀行、貯蓄貸付組合等で1ドル億以上の証券を保有し、かつ純資産が2500万ドル以上のもの。</p> <p>【証券法規則 144A】</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客の金融商品のポートフォリオ、（現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの）が50万ユーロ超である。</li> <li>・ 顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも1年間金融セクターに勤務し、又は勤務した経験がある。</li> </ul> <p>⑤ 一定の中小企業 (EU 目論見書指令第2条第1項 (e)(5))</p>
--	--	--	--	---

(2) 効果

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 目 論 見 書 指 令
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自衛力認定投資家を販売対象とする場合は、一定の条件下で、公募における登録義務が免除される。 (証券法4条、レギュレーションD=証券法規則501~508)</li> <li>○ 非登録証券の転売は、適格機関投資家の間であれば回数等の制限なく行える。 (証券法規則 144A)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「適格機関投資家」のみを販売対象とする場合は、目論見書の公表を要しない。 (EU目論見書指令第3条第2項(a)(b))</li> </ul>

● 販売・勧誘ルール of 局面

(1) プロ・中間層・アマ

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
プ ロ			<p>・ 市場相手先 (market counterparty)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 正式な政府</li> <li>② 中央銀行</li> <li>③ 国際機関</li> <li>④ 集団投資スキーム以外の業者</li> <li>⑤ 海外金融サービス機関など</li> </ul>	<p>・ 適格取引先 (eligible counterparties)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融機関</li> <li>② 保険会社</li> <li>③ 集団投資スキーム及びその運用会社</li> <li>④ 年金基金及びその運用会社 等</li> </ul> <p>※ プロ顧客と重複するものあり。 (EU金融商品市場指令第24条)</p>

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
中 間 層			<p>・大規模中間層顧客 (large intermediate customer)</p> <p>① 資本金1000万ポンド以上のパートナーシップ（有限責任を除く）又は法人格なき社団</p> <p>② 総資産1250万ユーロ、純取引高2500万ユーロ、年間の平均雇用者数250人のうち、2つの以上の条件を満たす法人</p> <p>③ 地方政府または公共機関</p> <p>④ 純資産1000万ポンド以上のパートナーシップ（有限責任を除く）または法人格なき社団</p> <p>⑤ 資産1000万ポンド以上の信託（職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームを除く）の受託者</p> <p>⑥ 加入メンバーが50人以上で、かつ管理資産が1000万ポンド以上の職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームの受託者 (COB4. 1. 12)</p> <p>※ 上記の大規模中間層顧客については、業者は、顧客の同意等が得られれば市場相手先として分類することができる。</p> <p>・中間層顧客 (intermediate customer)</p> <p>① 地方政府または公共機関</p>	<p>・プロ顧客 (professional clients)</p> <p>○ 金融市場での営業に認可ないし規制が要求される主体。</p> <p>① 金融機関</p> <p>② 投資サービス業者</p> <p>③ 他の認可された又は規制された金融機関</p> <p>④ 保険会社</p> <p>⑤ 集合投資スキーム及び当該スキームの管理会社</p> <p>⑥ 年金基金及び当該基金の運用会社</p> <p>⑦ 商品及び商品デリバティブディーラー</p> <p>⑧ ローカルズ</p> <p>⑨ その他の機関投資家</p> <p>○ 会社ベースで以下の3つのうち2つ以上の規模条件を満たす企業 －貸借対照表上の総資産2000万ユーロ －純売上 4000万ユーロ －自己資本 200万ユーロ</p> <p>○ 国内及び地方政府、公債を管理する公共機関、中央銀行、世界銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関</p> <p>○ その主な業務が金融商品の投資であるその他の機関投資家（資産の証</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>② EEA国家やIOSCOメンバー国の上場法人</li> <li>③ 資本金500万ポンド以上の法人</li> <li>④ 純資産500万ポンド以上のパートナーシップ</li> <li>⑤ 資産1000万ポンド以上の信託の受託者</li> <li>⑥ 集団投資スキーム 等</li> </ul>	<p>券化及びその他金融取引を営む企業を含む。) (EU金融商品市場指令付表ⅡのⅠ)</p> <p>※ 上記のものでも、自ら適切なリスクの評価・管理ができないと考える場合、より高いレベルの投資者保護を投資サービス業者に要求できる。</p>
--	--	--	--	---

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
ア マ			<p>・ <b>一般顧客</b> (private customer) 国内外問わず業者ではない個人、規制された集団投資スキームなどで、規則により中間層顧客、市場相手先に分類されない者 (COB4. 1. 14)</p> <p>専門的な知識・理解のある一般顧客 (expert private customer) は合意により中間層顧客として分類されることが可能。その際には業者は以下の点を考慮しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 関連する市場及び指定投資物件に対する知識</li> <li>② 関連する市場での取引期間及び取引頻度</li> <li>③ 取引規模</li> <li>④ 資産状況</li> </ol> <p>(COB4. 1. 9~4. 1. 10)</p> <p>業者は、市場相手先及び中間層顧客に分類されるものを一般顧客に分類することができるが、その場合には当該顧客に通知し、また、一般顧客と分類されることによって、必ずしもオンブズマン制度、補償基金制度の対象となるとは限らない旨、通知しなければならない。</p> <p>(COB4. 1. 14)</p>	<p>・ <b>リテール顧客</b> (retail clients) プロ顧客に該当しないものはリテール顧客となる。なお下記要件の2つ以上を満たすものは、要請によりプロ顧客としての扱いを受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連する市場において、過去4四半期間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。</li> <li>・ 顧客の金融商品のポートフォリオ、(現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの) が50万ユーロ超である。</li> <li>・ 顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも1年間金融セクターに勤務し、又は勤務した経験がある。</li> </ul>

(2) 効果

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サ ー ビ ス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
			<p>○ 一般顧客にのみ適用される義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧誘規制（例えば、不招請勧誘の禁止）（COB3）</li> <li>・ パッケージプロダクトに関する利益相反等の開示義務（COB5.1）</li> <li>・ 顧客のリスク理解の確認等（COB5.4）</li> <li>・ 手数料等の開示（COB5.7）</li> <li>・ 業者による貸付（COB7.9）</li> <li>・ マージン規制（COB7.10）</li> <li>・ 非上場株に関する流動性等の説明（COB7.11）</li> </ul> <p>※ FSAハンドブックにおける金融商品の勧誘に係る規制は、中間層顧客および市場相手先に対する勧誘を原則適用除外としている。</p> <p>○ 中間層顧客に対して限定的又は修正されて適用される業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引報告書の交付義務（COB8.1）</li> <li>・ 資産運用状況の定期報告義務（COB8.2）</li> </ul> <p>○ 中間層顧客に対しては修正して適用し得る業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最良執行義務（COB7.5）</li> <li>・ 保護預り（CAS9.1）</li> <li>・ デフォルト時の顧客資産返還義務（CAS9.3）</li> </ul>	<p>適格取引先には、以下の投資家保護の規定は適用されない。 （EU金融商品市場指令第24条）</p> <p>○ ビジネス上の行為規範</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客が商品の内容・リスクを十分に理解できる情報の提供</li> <li>・ 顧客の資産状況・投資意向等の把握</li> <li>・ 契約書類等の記録の保持</li> <li>・ 取引報告（EU金融商品市場指令第19条）</li> </ul> <p>○ 最良執行義務</p> <p>顧客にとって最も好ましい結果を得られるような合理的なあらゆる手段を講ずる義務。 （EU金融商品市場指令第21条）</p> <p>○ 顧客注文の公正な取扱い</p> <p>加盟国は、認可投資サービス業者に対し、他の顧客の注文又は取引需要と比較して、顧客注文の公平かつ迅速な執行を定める手続き及び措置を実施することを義務づけなければならない。 （EU金融商品市場指令第22条（1）項）</p> <p>適格投資家に対する証券の売付は EU 目論見指令の適用除外となる。</p>



			※ パッケージプロダクトとは、生命 保険、集団投資スキームの持分、イ ンベストメント・トラスト等	
--	--	--	--	--

● 集団投資スキーム（ファンド）の取扱いの局面

（1）プロに該当する者

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
プ ロ		<p>・ 適格購入者 (qualified purchasers)</p> <p>① \$500万超の投資資産を有する個人</p> <p>② \$500万超の投資資産を有し、直接又は間接に、2人以上の親族関係にある者に保有されているもの又は2人以上の親族関係のある者のために保有されているもの</p> <p>③ 発行証券の取得といった特定の目的で組成された以外の②に該当しないもので受託者等が当該信託の意思決定権を有し、かつ①、②、④の該当者が信託財産の委託者である信託</p> <p>④ \$2500万超の裁量権を持つ投資資産を保有又は投資し、自己又は他の適格購入者の計算で取引するもの (投資会社法第2条(51))</p> <p>⑤ 投資知識を有する投資会社等のジェネラルパートナー等 (投資会社法規則 3C-5)</p>		

(2) 効果

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サ ー ビ ス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
		<p>○ 適格購入者のみを販売対象とし、その証券を公募しない、かつ、公募を企図していない場合は投資会社法の適用除外となる。 (投資会社法第3条(6)(7))</p>		